

国家質量監督檢驗檢疫總局

## 目次

- 第一 前回の要請事項の要旨
- 第二 前回の要請事項に対するその後の経緯
- 第三 今回の優先要請事項
- 第四 その他の要請事項

### 第一 前回の要請事項の要旨

貴局に対する前回の要請事項の要旨は、以下のようなものでした。

#### 一．罰則の強化

##### 要請 1

- (1) 罰金の認定をより高額化していただきたい。
- (2) 再犯の場合、一般事案の再犯の加重以上に加重するよう認定していただきたい。

#### 二．原産地不当表示の取締り強化

##### 要請 2

原産地の不当表示を積極的に取締り、特段の事情がない限り過料と併せて差止めを命じていただきたい。

#### 三．押収関係費用の負担の適正化

##### 要請 3

押収品の倉庫保管料等の費用を権利者に一切負担させないでいただきたい。

#### 四．関係機関の連携強化

##### 要請 4

- (1) 偽劣商品問題に携わる関係諸機関の連携を強化していただきたい。
- (2) 特に税関との連携強化を徹底していただきたい。

#### 五．適正で迅速な執行の確保

##### 要請 5

- (1) 地方保護主義を排し、全国画一の基準の確立と適正な執行の確保をしていただきたい。
- (2) 真贋判定を含め、処分決定までの時間を短縮していただきたい。

### 第二 前回の要請事項に関するその後の経緯

- 1. 前回の要請書提出後の貴局の取締りについて、以下のような例が報告されています。
  - (A) 日本自動車工業会の調査では、2003年の模造品の摘発477件のうち、311件は質量監督局の摘発分でした。

- ( B ) ベアリングでは、浙江省、山東省、広東省などで積極的な摘発が行われ 2003 年の摘発個数は約 15 万 5 千個でした。
  - ( C ) 広東省の質量監督局では、模倣品製造業者をインターネットで公開する等の措置を講じた旨の報道もなされております。
  - ( D ) 広州市質量技術監督局は摘発した約 2300 台のガステーブルについて数ヶ月以内に 30 万円の罰金を課し、その後製品の公開処分を行いました。
- 2 . 2 0 0 3 年 5 月の国務院報告書では、以下のような点で、更に取締りの実施面の効率を向上させることが強調されています。この 2 点は、実効性の確保のために極めて重要と考えます。
- 公安部門の模倣品取締りへの介入
  - 地方保護主義による取締りへの干渉の排除

### 第三 今回の優先要請事項

今回は、日本企業にとって、現段階で特に喫緊の問題である以下の二点を優先的要請事項とします。

- 1 . 再犯の防止
- 2 . 形態模倣品の取り締まり強化

#### 要請事項 1 ( 再犯者対策の強化を通じた抑止効果の向上 )

- 1 . 知的財産権の侵害事犯の多くは、同時に当該商品の品質を偽って安全性などを損なうものでありますが、この知的財産侵害事件の貴国における顕著な傾向として再犯の頻発があります。実際日本側の調査でも、前回の要請以後の 1 年未満の短期間の調査で、再犯の被害にあったとの報告が複数件 ( 調査対象会社の約 10 % ) ありました。また、再犯者に対する処分が十分であるとは思われないとの調査結果もありますので、これに対する効果的対策が必要です。
- 2 . 具体的事例としては以下のようなケースがあります。
  - ( A ) 再犯が品質に関連した例として、二輪、四輪車の模倣部品業者の再犯率は 52 % ですが、特にブレーキ系部品の模倣品には制動力に問題が生じやすく消費者にとっては非常に危険であることが指摘できます。
  - ( B ) また再犯か否かは不明ですが、充電保護回路のついていないビデオ用リチウム電池のコピー品が充電中に破裂し、負傷する事故がありました。電池の模倣品は再犯が多いと報告されています。
- 3 . 具体的要請事項は下記のとおりです。
  - ( 1 ) 再犯者に対する刑事訴追の徹底
    - 再犯の防止は、単なる行政的な制裁だけでは十分ではなく、司法的な制裁が必要です。この司法的な制裁の効果を挙げるためには、その端緒として、貴局のような担当行政部が積極的に刑事告発を行うことが有効です。このような積極的な連携の例は、一部の省では見られますし、全体的にも増加傾向にはありますが、国務院報告でも摘

発事件中の刑事判決有罪率は1から2%ときわめて低い結果とされていますので、更なる改善を要請します。一般に告発には、基準があり、それを満たしていないため多くのケースが告発されないと思われます。しかし、再犯事案は、同時に劣悪品のケースが多いと考えられます。このような劣悪品は消費者の安全や市場の信頼を損なうものであり、単なる当該侵害品の価値だけで、告発の基準を設定すべきものではありません。その意味で貴局の立場からの積極的対応を要請します。更にこの告発の状況と結果を開示いただきたく要請します。

## (2) 再犯者に対する行政制裁の強化

行政的な制裁につきましても、以下のような点でその実効性の確保を行うことが必要です。

### 制裁金額の引上げ

制度面で制裁額の更なる引き上げと、運用面でもその認定金額を高めていただきたく要請します。日本側の調査では、前回の要請後も罰金の加重が改善されていないとの声があります。また、国務院報告でも、罰金の平均額が1万元未満であり、70%近くの企業が罰金額が不十分であると回答しています。

前記のように再犯が頻発する事は制裁の機能が充分でない何よりの証拠と考えられます。

### 付帯措置の強化

製造設備などの廃棄処分、営業免許等の取り消し、教育的措置などの付帯措置を徹底するとともに、個別案件処理に関する情報の開示を徹底していただきたく要請します。国務院報告でもこの付帯措置が十分でないことが再犯を誘発しているとされています。特に品質や安全性が重視される分野においては、営業全体を強制的に停止させる措置を検討すべきです。

## 要請事項2 (模倣品対策の強化)

1. 近時、商品の形態の模倣の被害が増加していますので、その制度面を中心とした対策の抜本的な強化が必要です。特にそっくりそのままの模倣は、国務院報告でも全模倣中の87%を占めています。そっくりそのままの模倣は消費者や市場に製品の混同をもたらし、品質そのものを偽る行為です。特に被害が深刻な分野は、日用品、家庭用電化製品、乗用車、衣料品、文房具、玩具などです。
2. 下記のようなケースについては、消費者を欺罔する行為であり、「製品品質法」を最大限に活用いただくことを期待します。
  - (A) 農産物についての原産地表示に偽りがみられます
  - (B) 継電器、光スイッチ。(デザインが全く同一で形式番号を一部変えているだけのもの)
  - (C) 工業用テープの模倣品
  - (D) キャラクター人形、電子玩具、プラモデル等での模倣
  - (E) デジタルカメラ用リチウムイオン電池。(パッケージ、製品本体、取扱説明書に至るまで全て模倣)
3. なお、これらを適切に取り締まるため、以下のように反不正競争法と意匠法の改正

を要請していますので、貴局もこのような問題に積極的に取り組んでほしいと思います。

(1) 反不正競争法関連（形態模倣禁止行為の追加等）

まず、反不正競争法の規定に、形態模倣行為の禁止規定を新設することを要請していますので、それへのお力添えをお願いします。物品の形態を決めるに当たっては多くの創作的努力がなされるものであり、その経済的コストも多額にのぼりますが、同時に本物と偽物の区別をつき難くして、市場に混乱をもたらします。

上記はその物品の形態が周知な場合一層顕著です。この様な場合、反不正競争法5条2項の「周知な表示」に、物の「包装」として定められていますが、商品の外観自体がこれに含まれるか否かが問題とされています。しかし、かかる外観に対しても公衆の信頼が生じるものであり、これを保護する必要があります。従って、外観もこれにも含まれることを明示していただくよう要請しておりますが、貴局におかれましてはその様な解釈の下に取り締まりを強化していただきたく要請します。

(2) 意匠制度の改正への力添え（部分意匠制度の導入等）

意匠制度の目的は、デザインの保護ですが、前記の1.のようなそっくりそのままの模倣のみならず、部分的な模倣も多く見られます。この部分的意匠が極めて目立つものであれば、やはり市場の信頼を損なうような事態が発生します。これを規制するため製品の一部を意匠として認める部分意匠制度を導入されるよう要請していますので、それへのお力添えをお願いします。

特に近時意匠関係につきまして冒認出願が多くみられます。これを防止するために第一に意匠の新規性等の判断基準に中国以外の国での公知・公用例を採用することを要請しています。第二に他人の意匠を勝手に出願する冒認出願を拒絶理由及び無効理由として明示することを要請しています。このような冒認出願は完全な悪意によるものであり、前記再犯＝反社会的組織＝市民生活への脅威と根源は同じと考えられますので、貴局におかれましては取締りの要素として冒認出願を重視いただきたく要請します。

#### 第四 その他の要請事項

##### 1. 原産地不当表示の取り締まり

巧妙な原産地表示の偽りが見られますので、貴局の積極的な取締りが不可欠です。特に、家電製品、精密機械、自動車部品、二輪車、事務機器消耗品、機械部品、化粧品、文具等に例が多くみられます。

例えば「Made in Japan」と表示され中国から輸出されたケースが以下のような製品で報告されています。

- (A) 各種モデル充電電池
- (B) 充電式ライト
- (C) ガステーブル

##### 2. 押収関係の適正化

押収品の倉庫保管料の負担を求められたとの回答が複数件ありましたので善処を求めます。また、押収品を競売に付することの廃止も徹底をお願いします。

3．機関相互の連携

質量検査検疫部門と税関は偽物の取締りについて共通する部分が多々ありますので強固に連携していただきたいと思います。

4．地方保護主義の排除

一地方で製作された偽物はその地方のみで消費されるのではなく、全国、全世界に流通するものです。むしろ現在ではそれぞれの地域毎に巨大な偽物産業が跋扈しています。この取締りを阻害する地方保護主義の排除は日本のみならず、中国にとっても世界にとっても極めて重大な関心事です。

以上